

総価契約単価合意方式実施要領の解説

1. はじめに

総価契約単価合意方式（以下「本方式」）については、「総価契約単価合意方式実施要領（以下「実施要領」）」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（以下「実施要領の解説」）に基づき行うものとしている。

本解説は、実施要領の内容を発注者、受注者ともに的確に理解するとともに、単価協議・合意の具体的な手順等を示すことにより、円滑な実施等に資することを目的とするものである。

なお、契約変更においては、「請負契約における設計変更の適正な施行について」（平成20年3月31日付け技術管理室事務連絡）に留意するものとする。

2. 対象工事の範囲【実施要領2】

2. 対象工事の範囲

建設工事有資格業者認定要領（平成9年4月1日水公達平成9年第5号）第3条に掲げる工事のうち、第一号、第三号から第九号まで及び第十一号から第十二号までの工事において実施する。

ただし、第四号に掲げる工事のうち、通信設備、受変電設備、監視制御設備は対象から除く。

実施方式としては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）を基本とするが、分任契約職が発注する契約工事においては、請負者の希望により、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）も可能とする。

上記はあくまでも、契約書を使用するものを対象とする（請書は対象外）。

建設工事有資格業者認定要領第3条に掲げる工事のうち下記 を対象とする。

一	土木一式工事
二	建築一式工事
三	機械設備工事
四	電気工事
五	橋梁上部工事
六	舗装工事
七	しゅんせつ工事
八	グラウト工事
九	法面処理工事
十	暖冷房・衛生設備工事
十一	塗装工事
十二	その他の工事

四.電気工事のうち、通信設備、受変電設備、監視制御設備は対象外とする。

3 . 入札公告等による入札参加者への周知【実施要領3】

3 . 入札公告等による入札参加者への周知

以下に該当するものに、 内の文を記載することにより、本方式の対象工事であることを入札参加希望者に周知するものとする。

- | | |
|-----------|---------------|
| 一般競争入札の場合 | : 入札公告及び入札説明書 |
| 指名競争入札の場合 | : 指名通知 |
| 随意契約の場合 | : 見積依頼書 |

公告に、実施要領の記載例を参考にして「総価契約単価合意方式対象工事」であることを記載する。

4 . 契約書、特記仕様書等の記載【実施要領4】

4 . 契約書、特記仕様書等の記載

(1) 契約書の記載

請負代金内訳書及び単価合意書

(記載例)

工事請負契約書(請負代金内訳書、工程表及び単価合意書)

第3条 (略)

2 (略)

3 甲及び乙は、内訳書(詳細設計完了後に行う変更契約内容に応じた内訳書)の提出後、すみやかに、その内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。

4 単価合意書(詳細設計完了後に行う変更契約後の単価合意書)は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

5 乙は、請負代金額の変更があった場合には、内訳書を変更し、日以内に設計図書に基づいて、甲に提出しなければならない。

6 第3項の規定は、請負代金額の変更後の単価合意の場合に準用する。その場合において、協議開始の日から日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

[注1] の部分には、原則として、「14」と記入する。

[注2] ()内は設計・施工一括発注方式の場合

契約書第3条第4項における「この契約書の他の条項において定める場合」とは、第24条第1項、第25条第3項、第29条第5項、第37条第6項、第38条第2項である。

また、「甲及び乙を拘束するものではない」とは、単価合意書に記載された数量、単価および合意条件のとおり施工し、又は施工を強制するものではないとの意味であり、契約書の第1条第3項の「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。」という、いわゆる自主施工の原則を変更するものではない。

請負代金額の変更方法

本方式の実施にあたっては、請負代金額の変更を単価合意書の記載事項を基礎として定めることが可能なように、工事請負契約書第24条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合、施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない工種が生じた場合又は単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がないときにあつては、変更時の価格を基礎として甲乙協議して定め、その他の場合にあつては、単価合意書の記載事項を基礎として甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

[注] の部分には、原則として、「14」と記入する。

2・3 (略)

請負代金額の変更方法については、原則として単価合意書に記載の合意単価等を基礎として請負代金額を変更することとするが、以下のような場合には、単価合意書に記載の合意単価等を用いることが不適当なことがあるので、変更時の価格を基礎として甲乙協議して定めることとしている。

数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合で、特別な理由がないとき

工事材料等の購入量が大幅に増え材料単価が安くなる場合や、大型の機械により施工することで施工単価が安くなる場合など、著しい数量の増減があった場合。

施工条件が異なる場合で、特別な理由がないとき

設計図書と現場条件に相違があった場合や、発注者から工事目的物の構造や材料規格について変更を指示した場合など、施工条件が異なる場合。

単価合意書に記載のない工種が生じた場合で、特別な理由がないとき

単価合意書に添付の単価表又は数量総括表に記載のない項目が生じた場合。

単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で、特別な理由がないとき

請負者の任意性が強いものとして当初一式金額で合意した作業土工について、請負者の責に帰すべきでない作業土工の金額変更が生ずる場合など、上記 から に該当しないが単価合意書に記載の合意単価等を用いることが不適当な場合。

「特別な理由」とは、請負者の責に帰すべきものとして変更の対象にならない場合や、大幅な数量増減や施工条件変更にもかかわらず単価変動が無い場合などが該当する。尚、特別な理由がないときに変更時の価格を基礎とするのであるから、「特別な理由があるとき」は「その他の場合」として単価合意書に記載の合意単価等を基礎とすることとなる。

また、甲乙協議とは、これらを踏まえて、請負代金額の変更部分の総額を協議するということである。

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

本方式の実施にあたっては、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の算定を単価合意書の記載事項に基づいて行うことが可能なように、工事請負契約書第25条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

2 (略)

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項及び物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

[注] の部分には、原則として、「14」と記入する。

4～8 (略)

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更を行った場合には、契約書第3条第6項の規定に基づき単価合意を実施するものとする。その場合、一度合意した単価合意書に記載がある単価であっても、改めて合意し直すものとする。但し、以後、契約変更かつ部分払いが無いことが明らかな場合は、単価協議は不要とする

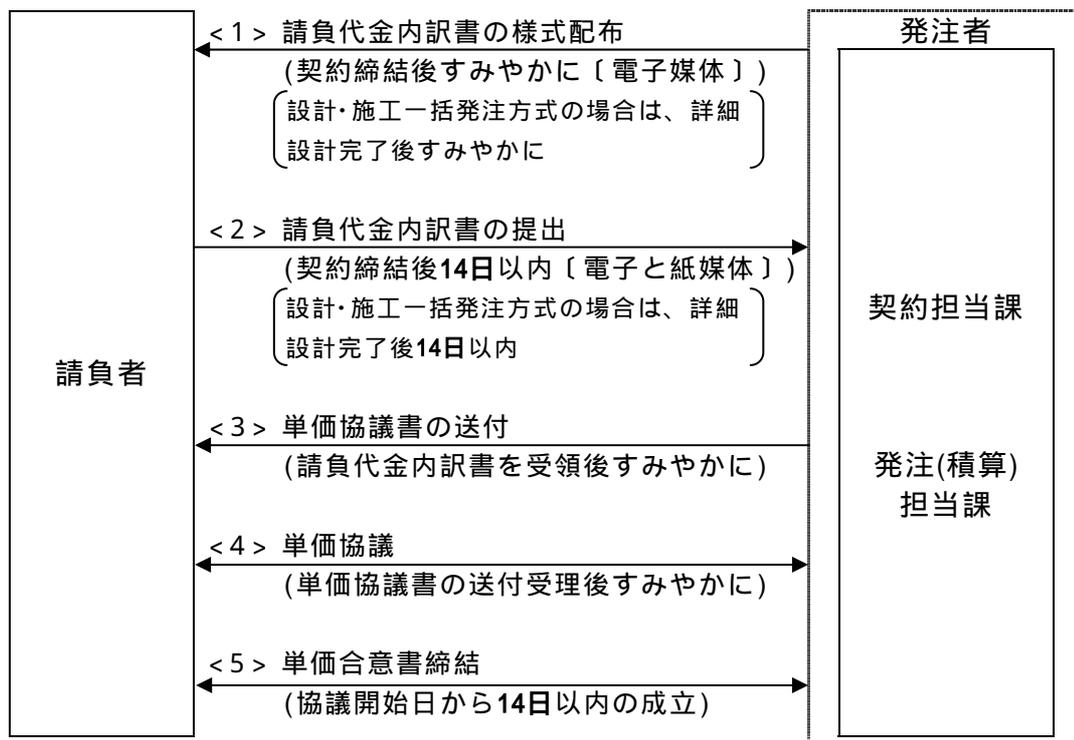
5. 単価個別合意方式における単価合意の方法【実施要領5】

5. 単価合意の方法

工事請負契約書締結直後(設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後)の単価合意は、工事請負契約書第3条第1項及び第3項の規定に基づき実施する〔4.(1)の契約書記載例参照)ほか、以下の手続により実施するものとする。

- (1) 単価合意は、工事数量総括表を基本とし、直接工事費、共通仮設費(積み上げ分)、共通仮設費(率分)、現場管理費及び一般管理費等の単価等を合意する。
- (2) 単価合意は、請負者が提出した請負代金内訳書に基づき行うものとする。
- (3) 一度合意した単価合意書の単価は、変更しないものとする。
- (4) 協議開始から14日以内に単価合意が成立した場合、別記様式1を参考とした「単価合意書」を締結する。その際、別記様式2を参考とした「単価表」を単価合意書の別添として作成の上、添付するものとする。
- (5) 協議開始から14日以内に単価合意が成立しなかった場合は、 に掲げる単価包括合意方式によることとし、別記様式3を参考とした「単価合意書」を締結する。
- (6) 単価合意書の締結後、発注者は当該合意書を、閲覧に供する方法により速やかに公表するものとする。なお公表の方法については、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成13年5月23日付け13経契第416号、13技第173号。以下「情報公開通達」という。)における予定価格の積算内訳の取扱いに準じることとする。また、情報公開通達に基づき契約の内容を公表する際には、当該工事が総価契約単価合意方式によったものである旨を明らかにすること。
- (7) 請負代金額の変更後の単価合意は、工事請負契約書第3条第6項の規定に基づき実施するものとする。その場合、一度合意した単価合意書の単価は、変更しないものとする。

単価協議・合意は下記の手順により行う。〔詳細は(解説：別紙1-1)参照〕



設計・施工一括発注方式の場合は、発注時設計条件によるものとし、詳細設計完了後すみやかに数量総括表を変更する。(総価契約の金額を変更しない設計変更を行い、単価協議を実施する。)

(1) 単価協議の手順

<1> 請負代金内訳書の様式配布

契約担当課は、契約締結後(設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後)すみやかに、当該工事の工事数量が記載された「請負代金内訳書」の様式(電子データ/EXCEL形式)を請負者に配布する。なお、「請負代金内訳書の提出について」(平成8年4月1日付け8経契第375号、8技第57号)に該当しない工事においても、請負代金内訳書の様式を配布し提出を求める。

<2> 請負代金内訳書の提出

請負者は、「請負代金内訳書」を契約締結後14日以内に契約担当課に提出する。
(設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後14日以内)
(「電子データ/EXCEL形式」及び「紙出力(押印あり)」を受け取る)

契約担当課は、「請負代金内訳書」の記載内容に記入漏れ等が無いか確認を行う。
「請負代金内訳書」に記載の金額が、入札時の工事費内訳書と金額の違いがあったとしても、一致するように修正を依頼せず、そのまま受け取る。

<3> 単価協議書の送付

契約担当課は、「請負代金内訳書」を受領後、すみやかに「単価協議書」(別紙2)を作成し請負者に送付する。

<4> 単価協議

請負者が「単価協議書」を受領後すみやかに、発注者、請負者にて単価協議を行う。

単価合意は、請負者が提出した請負代金内訳書に基づき、工事数量総括表の直接工事費及び共通仮設費(積み上げ分)の細別に関する単価(一式の場合は金額)、共通仮設費(率計上分)、現場管理費、一般管理費等の金額を、妥当性を確認のうえ合意するものとする。

(設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後の工事数量総括表を基本とする。)

単価合意に至るまでの間、複数回の協議を行った場合は、その都度「合意単価表(案)」(「請負代金内訳書」と同一様式であるが、単価協議以降「合意単価表(案)」と呼ぶ)の修正を請負者が行い、電子メール等で発注(積算)担当課へ提出する。なお、最終的な「合意単価表(案)」は、単価合意書締結前に契約担当課に提出する。

【協議区分と合意の内容】

協議区分	合意の内容	備考
・ 直接工事費	単価(円)	細別(レベル4)〔最下位が種別の場合には種別〕、 単位は有効数字4桁(小数点第3位以下切り捨て)、 一式の場合は金額
・ 共通仮設費(積み上げ分)		
・ 共通仮設費(率分)	金額(円)	金額は円止
・ 現場管理費	金額(円)	金額は円止
・ 一般管理費等	金額(円)	金額は円止

(2) 単価合意書締結

発注(積算)担当課は、協議成立後「単価合意書」(実施要領:別記様式1,2)を作成し、電子媒体で契約担当課に報告を行う。

契約担当課は、「単価合意書」(実施要領:別記様式1,2)を、電子ファイル(PDF形式)等で請負者に送付する。請負者は、押印したもの2通を契約担当課に提出、契約担当課は押印後、1通を請負者に送付する。

《当初契約において単価個別合意が成立しなかった場合》

当初契約において、協議開始日より14日以内に単価合意が成立しなかった場合は、包括単価合意方式による「単価合意書」を締結する。(8.「単価包括合意方式における単価合意の方法」を参照)

6. 単価個別合意方式における請負代金額の変更【実施要領6】

6. 単価個別合意方式における請負代金額の変更

請負代金額の変更にあたっては、工事請負契約書第24条の規定に従い、単価合意書記載の単価を用いて、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする〔4.(1)の契約書記載例参照〕。なお、その際の予定価格の積算にあたっては、以下の(1)及び(2)に留意すること。

- (1) 直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）については、単価合意書に記載の単価に基づき積算する。なお、単価合意書に記載のない単価の取り扱いは、以下のとおりとする。
 - ・ 「数量の増減が著しく機構積算単価が変動する場合を含む条件変更の場合」「施工条件が異なる場合」は、細別（レベル4）の比率（変更前の機構積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下この項において同じ。）に変更後の機構積算単価を乗じて積算する。
 - ・ 既存の工種（レベル2）に種別（レベル3）、細別（レベル4）が追加された場合は、当該工種（レベル2）の比率に機構積算単価を乗じて積算する。
 - ・ 工種（レベル2）が新規に追加された場合は、機構積算単価にて積算する。
- (2) 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、(1)により算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び「積算基準及び積算資料」の率式を利用した低減割合を乗じて算出する。

なお対象額とは、共通仮設費（率分）にあつては直接工事費、現場管理費にあつては純工事費、一般管理費等にあつては工事原価をいう。

本項は、発注者側の積算の考え方を記載したものである。

(1) 直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）の変更額の算定

契約書第24条においては請負代金変更の際、合意単価以外を用いる4つの場合と合意単価を用いる場合を定めている。これらの場合に用いる積算単価はそれぞれ下記のとおりとする。なお、単価合意は変更協議等を円滑に行うためのものであり、契約書18条の考え方について従来と変わるものではない。

【単価合意書記載の単価以外を用いる場合】

数量の増減が著しく単価合意書記載の単価に影響があると認められる場合で特別な理由がないとき

当該細別（レベル4）の比率（機構積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下本項同様）に変更後の条件により算出した機構積算単価を乗じる。

（例）「掘削（土砂）」の内容が、「普通土30,000m³未満」「30,000m³以上」となるなど機構積算単価が変更。

施工条件が異なる場合で特別な理由がないとき

・ 既存の細別（レベル4）の積算条件が変更された場合は、当該細別（レベル4）の比率に変更後の条件により算出した機構積算単価を乗じる。

（例）ダンプトラック運搬において、指定場所の変更により、運搬距離が変更。

・ 既存の工種（レベル2）に、新たな種別（レベル3）または細別（レベル4）が追加された場合は、当該工種（レベル2）の比率に機構積算単価を乗じる。

（例）「掘削（土砂）」が「掘削（硬岩）」に変更。

単価合意書に記載のない工種が生じた場合で特別な理由がないとき

・ 新規に工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）については、合意した工事と施工体制が異なると判断し、「積算基準及び積算資料」により算出した機構積算単価とする。

ここで新規工種（レベル2）が追加された場合とは、工事工種体系の工種の用

語上で同一の用語となる場合を除く。

なお、実施要領単価合意書（単価表）に記載の「変更時の価格を基礎として協議する」とは、新規工種（レベル2）は機構積算単価を使用した上で、請負代金額の変更部分の総額を協議するということである。

単価合意書記載の単価によることが不適当な場合で特別な理由がないとき

上記 または に該当しないが、合意単価によることが不適当な場合は、当該細別（レベル4）の比率に変更後の条件により算出した機構積算単価を乗じる。ただし、当該単価が細別（レベル4）ではなく、工種（レベル2）または種別（レベル3）のものである場合は、当該工種（レベル2）の比率に変更後の条件により算出した機構積算単価を乗じる。

（例）「作業土工」（一式）において、目的物の形状変更に伴い数量が増減変更。

【単価合意書記載の単価を用いる場合】

上記 ～ 以外の場合は、合意単価を用いる。

（例） ～ に該当しない数量増減変更。

工事工種体系は国土交通省の工事工種体系とする。

(2) 共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の変更額の算定

間接労務費、工場管理費、共通仮設費(率分)、共通仮設費(イメージアップ経費)、現場管理費、技術者間接費、機器管理費、据付間接費、設計技術費、一般管理費等などの率計算により算出する項目については、(1)の単価を基礎として算出した「積算基準及び積算資料」で定める対象額〔B〕に、変更前の対象額に対する合意金額の比率〔C〕、「積算基準及び積算資料」の率式を利用した変更前後の低減割合〔D〕を乗じて算出する。

(例)共通仮設費(率分) = $B \times C \times D$

B = 変更積算の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額

$C = \frac{\text{変更前の共通仮設費(率分)の合意金額 (C1)}}{\text{変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 (C2)}}$

$D = \frac{\text{Bを「積算基準及び積算資料」の率式に代入した値 (D1)}}{\text{C2を「積算基準及び積算資料」の率式に代入した値 (D2)}}$

<設計変更にて共通仮設費(率分)対象額が、3,000万円 3,300万円となった場合の積算例>

B = 変更積算の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 = 33,000,000円

C1 = 変更前の共通仮設費(率分)の合意金額 = 3,150,000円

C2 = 変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 = 30,000,000円

C = $C1 / C2 = 3,150,000円 / 30,000,000円$

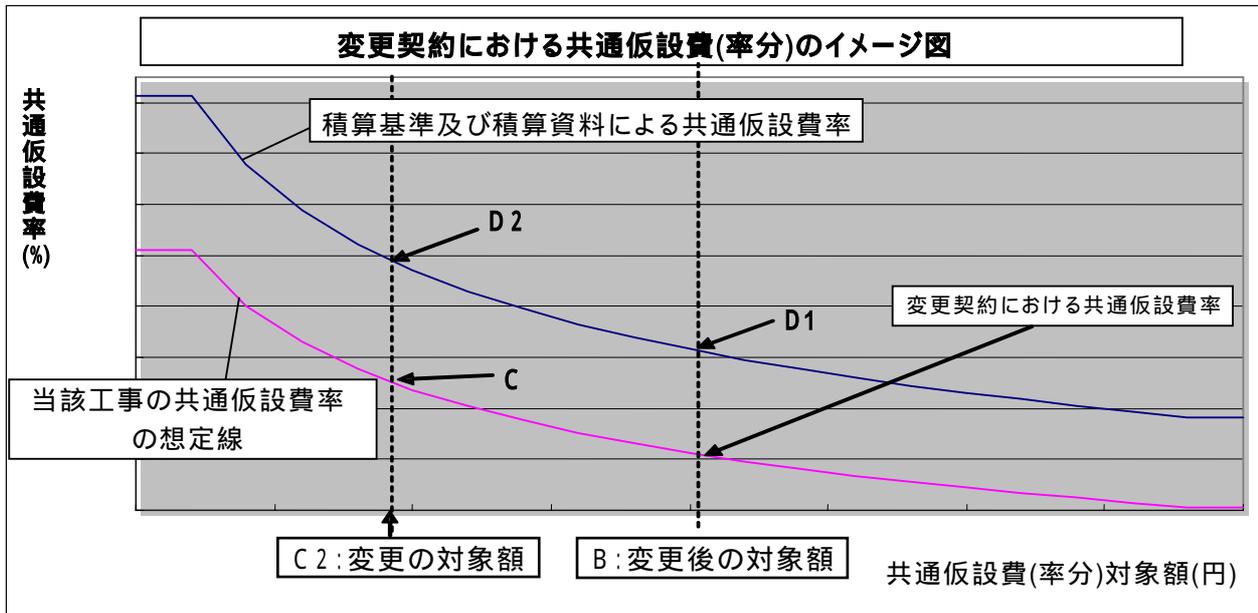
D1 = Bを「積算基準及び積算資料」の率式に代入した値 = 10.85%

D2 = C2を「積算基準及び積算資料」の率式に代入した値 = 10.95%

D = $D1 / D2 = 10.85\% / 10.95\%$

共通仮設費(率分) = $B \times C \times D = 33,000,000 \times 3,150,000 / 30,000,000 \times 10.85 / 10.95$
= 3,433,356円

【参考】共通仮設費（率分）のイメージ図



変更契約における共通仮設費(率分) = $B \times C \times D$

[C …… C1 ÷ C2]

[D …… D1 ÷ D2]

[C1 …… 変更前の共通仮設費(率分)の合意金額]

7. 単価個別合意方式における請負代金額の変更後の単価合意

工事請負契約書第3条第5項及び第6項の規定に基づき請負代金額の変更後の単価合意を実施するものとする。〔(実施要領)4.(1)の契約書記載例参照〕

但し、以後、契約変更かつ部分払いが無いことが明らかな場合は、単価協議は不要とする。

契約変更後の単価合意の方法

具体的手順は、「4. 単価個別合意方式における単価合意の方法」に準じて行うものとする。

請負者は、契約変更後14日以内に変更した「請負代金内訳書」を、契約担当課に提出する。

契約担当課は、「請負代金内訳書」を受領後、すみやかに「単価協議書」(解説：別紙2)を作成し請負者に送付する。

単価合意書に記載のない直接工事費及び共通仮設費(積み上げ分)の細別に関する単価(一式の場合は金額)、共通仮設費(率計上分)、現場管理費、一般管理費等の金額について単価協議を行う。

単価合意書に記載のある単価の変更は行わない。

精算変更後の単価協議は不要とする。

8 . 単価包括合意方式における単価合意の方法【実施要領 7】

単価包括合意方式は、分任契約職が発注する工事でかつ請負者が希望した場合に限定される。ここからは、請負者が単価包括合意方式を希望した場合を前提とする。

7 . 単価合意の方法

工事請負契約書締結直後(設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後)の単価合意は、工事請負契約書第3条第1項及び第3項の規定に基づき実施する〔4.(1)の契約書記載例参照)ほか、以下の手順により実施するものとする。

- (1) 単価合意は、工事数量総括表に記載の項目 について、当初契約の予定価格(変更契約の場合は機構積算額)に対する請負代金額の比率に基づき行うものとする。
- (2) 別記様式3を参考とした「単価合意書」を締結し、工事数量総括表を別紙として添付する。
- (3) 単価合意書の締結後、発注者は当該合意書を、閲覧に供する方法により速やかに公表するものとする。なお公表の方法については、情報公開通達における予定価格の積算内訳の取扱いに準じることとする。また、情報公開通達に基づき契約の内容を公表する際には、当該工事が総価契約単価合意方式によったものである旨を明らかにすること。
- (4) 請負代金額の変更後の単価合意は、工事請負契約書第3条第6項の規定により、同条第3項を準用して実施するものとする。

【用語解説】

項目 …………… 原則として、工事数量総括表に記載の細別(レベル4)を指す。

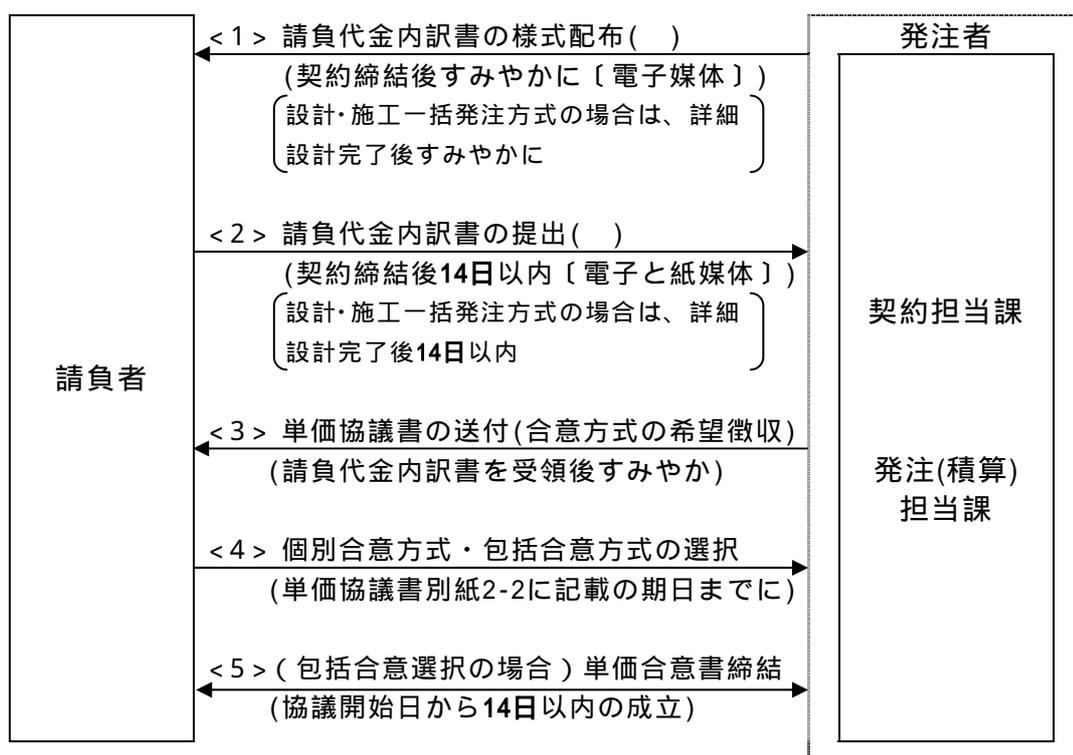
変更契約の場合は機構積算額 ……………

第1回変更契約後は、当初契約と第1回変更契約の機構積算額の計。

第2回変更契約後は、当初契約と第1回・2回変更契約の機構積算額の計となる。(以降の複数回変更時も同様)

また、機構積算額には、「積算基準及び積算資料」に基づいた機構積算額(以下「一次機構積算額」と、単価合意書等に基づいた機構積算額(以下「二次機構積算額」)が存在するが、ここでは一次機構積算額を指す。

単価合意は下記の手順により行う。〔詳細は(解説：別紙 1 - 2 , 1 - 3)参照〕



() 請負代金額により、請負代金内訳書の提出を求めない工事の場合は、上記<3>より開始する。但し<4>にて個別合意が選択された場合は、すみやかに<1><2>を経て個別単価協議を行う。

(1) 協議及び単価合意書の締結

<3> 単価協議書の送付

契約担当課は、「請負代金内訳書」の受領後すみやか(請負代金内訳書の提出対象請負代金額未満の工事の場合は契約締結後すみやか)に「単価協議書」(解説:別紙2)を作成し、請負者に送付する。その際、請負者の希望により単価包括合意方式を選択できる旨記載した「単価合意方式の選択について」(解説:別紙2-2)を添付する。

<4> 単価個別合意方式・単価包括合意方式の選択

請負者が単価包括合意方式を選択した場合、発注(積算)担当課は「単価合意書」(実施要領:別記様式3及び工事数量総括表)を作成し、電子媒体で契約担当課に提出する。当初単価合意は、当初の工事数量総括表に記載の項目について、一次機構積算単価に当初契約の一次機構積算額(予定価格)に対する当初請負代金額の比率を乗じたものを合意単価とみなす。

第()回変更単価合意は、以前合意した項目を含めた第()回変更後の工事数量総括表に記載の項目全てについて、改めて、一次機構積算単価に、第()回変更の一次機構積算額(変更増減額ではなく総額)に対する第()回変更後の請負代金額総額の比率を乗じたものを合意単価とみなす。

<5> 単価合意書締結

契約担当課は、「単価合意書」(実施要領:別記様式3及び工事数量総括表)を、電子ファイル(PDF形式)等で請負者に送付する。請負者は、押印したもの2通を契約担当課に提出、契約担当課は押印後、1通を請負者に送付する。なお、合意は、工事数量総括表を基本とし、契約変更の考え方について合意するものとする。

(設計・施工一括発注方式の場合は、詳細設計完了後の工事数量総括表を基本とする。)

9. 単価包括合意方式における請負代金額の変更【実施要領8】

8. 単価包括合意方式における請負代金額の変更

請負代金額の変更にあたっては、工事請負契約書第24条の規定に従い、単価合意書に記載した事項に基づき請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする〔4.(1)の契約書記載例参照〕。なお、その際の予定価格の積算にあたっては、以下の(1)及び(2)に留意すること。

- (1) 直接工事費及び共通仮設費(積み上げ分)については、単価合意書の別紙に記載の項目は単価合意書に基づき積算する。なお、単価合意書の別紙に記載のない項目の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ・「数量の増減が著しく官積算単価が変動する場合を含む条件変更の場合」「施工条件が異なる場合」は、機構積算額に対する請負代金額の比率(以下「請負比率」という)に変更後の機構積算単価を乗じて積算する。
 - ・既存の工種(レベル2)に種別(レベル3)、細別(レベル4)が追加された場合は、請負比率に機構積算単価を乗じて積算する。
 - ・工種(レベル2)が新規に追加された場合は、機構積算単価にて積算する。
- (2) 共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等については、(1)により算出した対処額(6(2)の対象額をいう。以下同じ)に、変更前の対象額に対する合意金額(合意金額は変更前の機構積算額に請負比率を乗じた金額で算出)の比率及び「積算基準及び積算資料」の率式を利用した低減割合を乗じて算出する。

(1) 直接工事費・共通仮設費(積み上げ分)の変更額の算定

契約書第24条においては請負代金変更の際、合意単価以外を用いる4つの場合と合意単価を用いる場合を定めている。これらの場合に用いる積算単価はそれぞれ下記のとおりとする。

【単価合意書別紙(工事数量総括表)に記載のない項目が追加された場合】

数量の増減が著しく単価合意書記載の項目とは異なると認められる場合で特別な理由がないとき

本契約の一次機構積算額に対する請負額の比率(「請負比率」という。以下本項同様)に変更後の条件により算出した一次機構積算単価を乗じる。

(例)「掘削(土砂)」の内容が、「普通土30,000m³未満」「30,000m³以上」となるなど官積算単価が変更。

施工条件が異なる場合で特別な理由がないとき

- ・ 既存の細別(レベル4)の積算条件が変更された場合は、請負比率に変更後の条件により算出した一次機構積算単価を乗じる。

(例)ダンプトラック運搬において、指定場所の変更により、運搬距離が変更。

- ・ 既存の工種(レベル2)に、新たに種別(レベル3)または細別(レベル4)が追加された場合は、請負比率に一次機構積算単価を乗じる。

(例)「掘削(土砂)」が「掘削(軟岩)」に変更。

単価合意書(工事数量総括表)に記載のない工種が生じた場合で特別な理由がないとき

- ・ 新規に工種(レベル2)が追加された場合の直接工事費及び共通仮設費(積み上げ分)については、合意した工事と施工体制が異なると判断し、「積算基準及び積算資料」により算出した機構積算単価とする。

ここで新規工種(レベル2)が追加された場合とは、工事工種体系の工種の用語上で同一の用語となる場合を除く。

なお、実施要領単価合意書(単価表)に記載の「変更時の価格を基礎として協

議する」とは、新規工種（レベル2）は機構積算単価を使用した上で、請負代金額の変更部分の総額を協議するということである。

単価合意書に記載の項目によることが不適当な場合で特別な理由がないとき

上記 または に該当しないが、単価合意書に記載の項目によることが不適当な場合は、請負比率に変更後の条件により算出した一次機構積算単価を乗じる。

(例)「作業土工」(一式)において、目的物の変更に伴い数量が増減変更。

【単価合意書別紙(工事数量総括表)に記載の項目を用いる場合】

上記 ~ 以外の場合は、請負比率に一次機構積算単価を乗じる。

(例) ~ に該当しない数量増減変更。

(2) 共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の変更額の算定

間接労務費、工場管理費、共通仮設費(率分)、共通仮設費(イメージアップ経費)、現場管理費、技術者間接費、機器管理費、据付間接費、設計技術費、一般管理費等などの率計算により算出する項目については、(1)の単価を基礎として算出した「積算基準及び積算資料」で定める対象額〔B〕に、5.(2)の当該「合意金額」を「一次機構積算金額×請負比率」、「合計金額」を「一次機構積算合計金額×請負比率」に置きかえて算出した比率〔C〕に、「積算基準及び積算資料」の率式を利用した変更前後低減割合を乗じた率〔D〕を乗じて算出する。

(例)共通仮設費(率分) = $B \times C \times D$

B = 変更積算の共通仮設費(率分)の対象となる項目の二次機構積算合計金額

$$C = \frac{\text{〔変更前の共通仮設費(率分)の一次機構積算金額〕} \times \text{請負比率(C1)}}{\text{変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の一次機構積算合計金額} \times \text{請負比率(C2)}}$$

$$D = \frac{B \text{ を「積算基準及び積算資料」の率式に代入した値(D1)}}{C2 \text{ を「積算基準及び積算資料」の率式に代入した値(D2)}}$$

10. 単価包括合意方式における請負代金額の変更後の単価合意

契約書第3条第5項及び第6項の規定に基づき請負代金額の変更後の単価合意を実施するものとする。〔(実施要領)4.(1)の契約書記載例参照〕

但し、以後、契約変更かつ部分払いが無いことが明らかな場合は、単価協議は不要とする。

契約変更後の単価合意の方法

具体的手順は、「7. 単価包括合意方式における単価合意の方法」に準じて行うものとする。

請負者は、契約変更後14日以内に変更した「請負代金内訳書」を、契約担当課に提出する。

契約担当課は、「請負代金内訳書」を受領後、すみやかに「単価協議書」(解説:別紙2)を作成し請負者に送付する。その際、請負者の希望により単価包括合意方式を

選択できる旨記載した「単価合意方式の選択について」(解説:別紙2-2)は添付しない。

合意済みの項目および変更後工事数量総括表に記載の項目の全てについて、改めて契約変更の考え方を合意する。

精算変更後の単価合意は不要とする。

11. 部分払【実施要領4(1)】

部分払

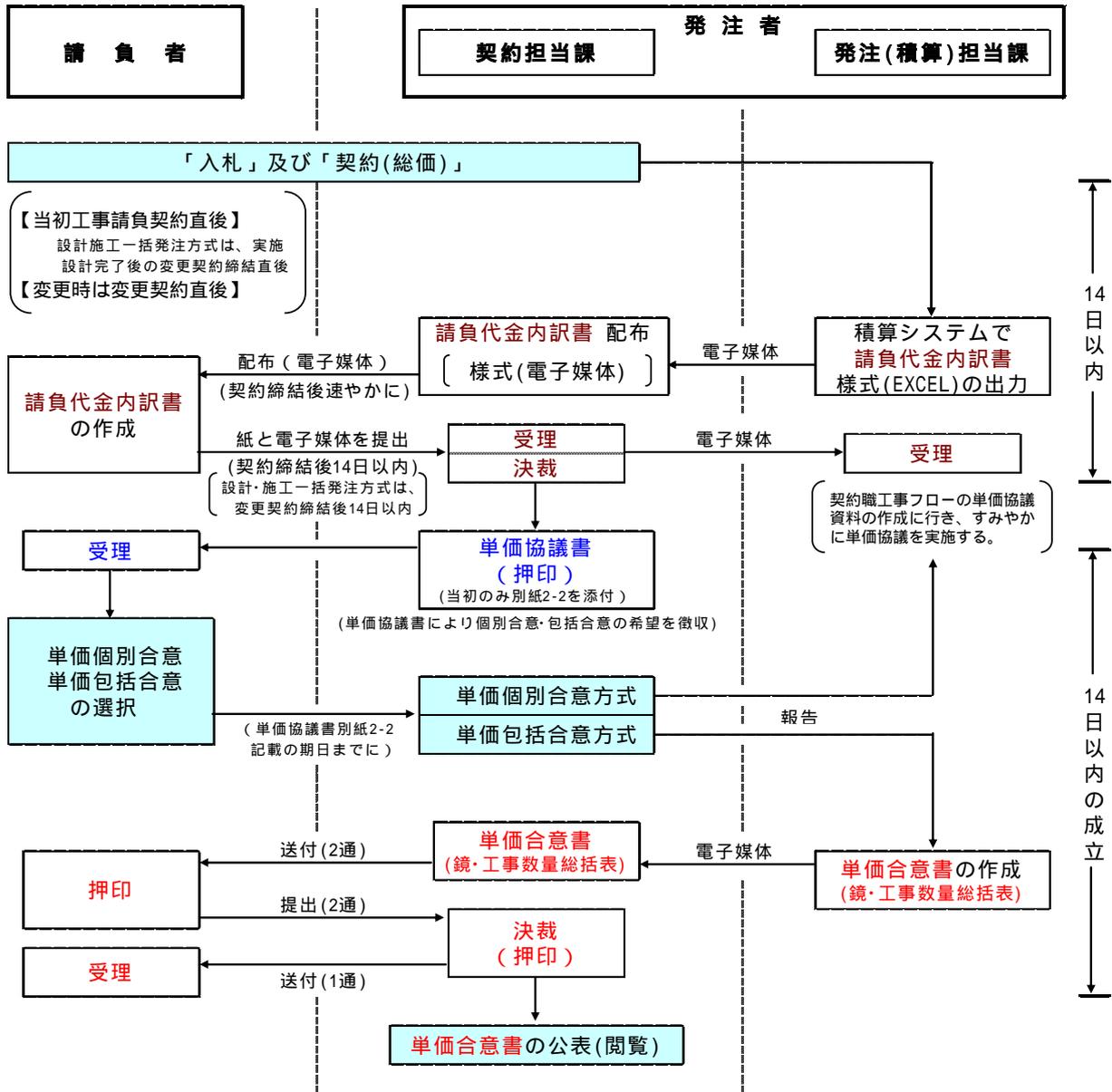
本方式の実施にあたっては、部分払金の額の算定を単価合意書の記載事項に基づいて行うことが可能なように、工事請負契約書第37条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

契約書第37条の規定に基づき、工事数量総括表で表示される単位より細かい単位もしくは異なる単位(例えば、「工事現場に搬入済みの工事材料」等)での支払いを請求された場合は、資材費のみの計上は物価資料等により、それ以外の場合は、該当する工種の内訳について請負者から提出を受け、その内訳の項目、単位、数量、単価等に基づき数量の検測等を行い支払いに応ずる方法が可能と考えられる。なお、その内訳の合計額が各工種の金額と一致すること、並びに、内訳の項目・数量等が特記仕様書、図面等の設計図書の項目・数量等と整合することに留意する必要がある。

分任契約職が発注する工事におけるフロー図（その1）

（別紙1 - 2）

< 請負代金内訳書の提出が必要な工事 >

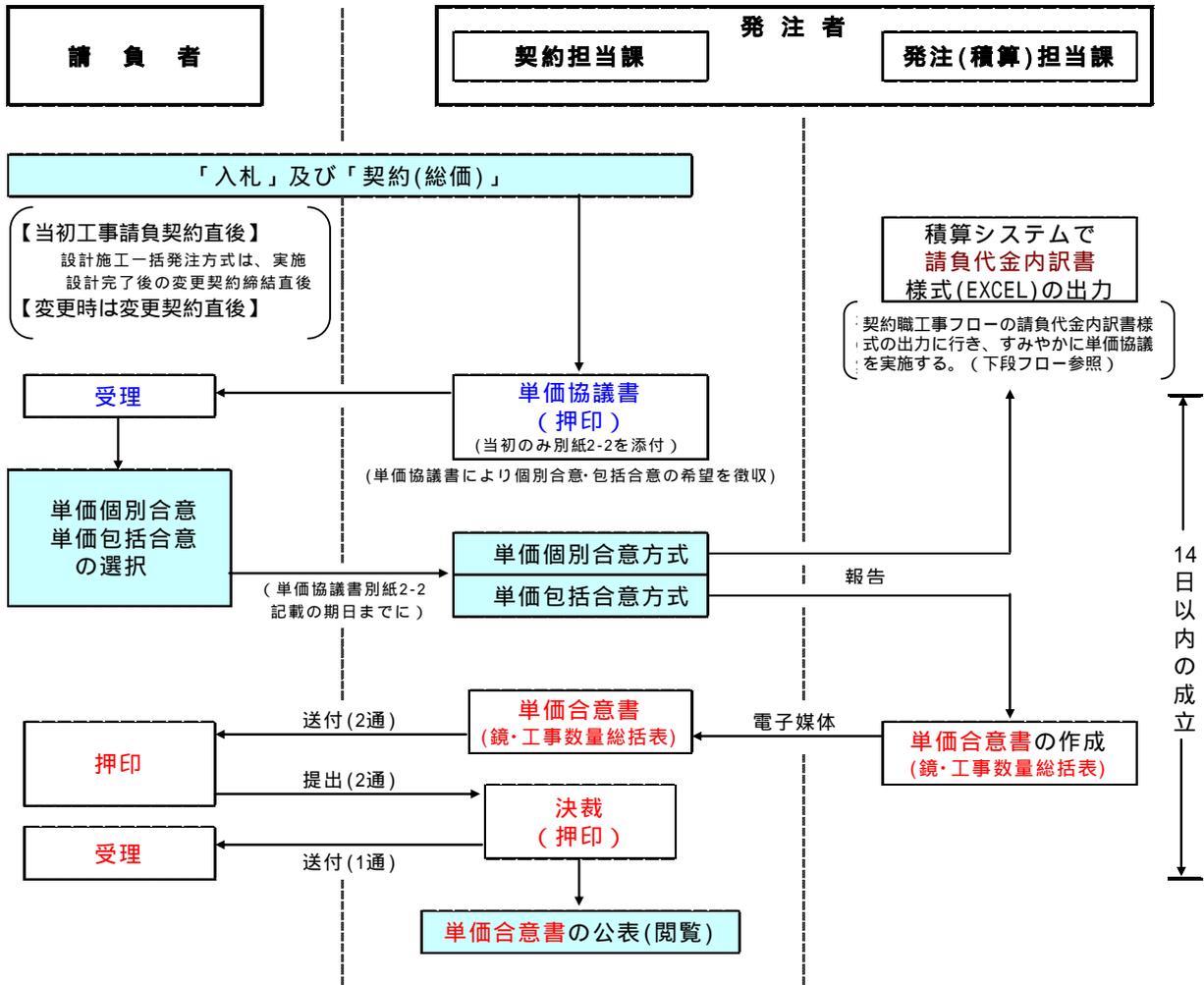


- 1 上記フローは、分任契約職が発注する工事の場合である。契約職が発注する工事においては別フローを参照のこと。
- 2 単価協議書別紙2-2の「単価合意方式の選択について」は当初契約の段階で選択させるため、当初契約の単価協議書にのみ添付する。（契約変更時の単価協議書に、別紙2-2は添付しない。）
- 3 単価合意書締結までの期間は、協議開始日より14日以内とする。
- 4 請負代金内訳書の提出が必要な工事とは、「請負代金内訳書の提出について」（平成8年4月1日付け8経契第375号、8技第57号）に該当する工事である。

分任契約職が発注する工事におけるフロー図（その2）

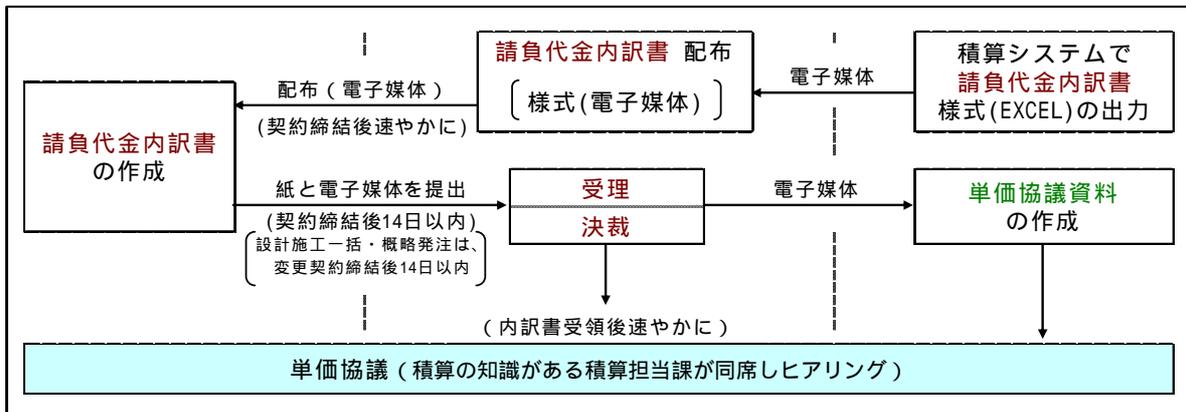
（別紙1 - 3）

< 請負代金内訳書の提出が必要無い工事 >



- 1 上記フローは、分任契約職が発注する工事の場合である。契約職が発注する工事においては別フローを参照のこと。
- 2 単価協議書別紙2-2の「単価合意方式の選択について」は当初契約の段階で選択させるため、当初契約の単価協議書にのみ添付する。（契約変更時の単価協議書に、別紙2-2は添付しない。）
- 3 単価合意書締結までの期間は、協議開始日より14日以内とする。
- 4 請負代金内訳書の提出が必要無い工事とは、「請負代金内訳書について」（平成8年4月1日付け8経契第375号、8技第57号）に該当しない工事である。

単価個別合意方式となった場合、「請負代金内訳書」受理後の「単価協議書」の発送は不要とする。



(別紙2)

年月日：平成 年 月 日

株式会社

代表者 氏名 殿

独立行政法人水資源機構(分任)契約職

職 氏名 印

単価協議書（工事請負契約書第3条第3項）

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、工事請負契約書第3条第3項により単価合意書を締結したく協議する。

なお、合意のうえは甲より送付する単価合意書2部に記名押印のうえ提出されたい。

記

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1. 工事名 | 工事 |
| 2. 工期 | 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 |
| 3. 請負代金額 | ¥ , , - |
| 4. 協議開始日 | 平成 年 月 日 |

【単価合意方式の選択について】

本工事は、単価個別合意方式（総価契約単価合意方式実施要領および同解説を参照）の工事である。〔ついては、後日、契約担当課より送付される「請負代金内訳書」を作成のうえ、契約担当課へ提出すること。〕

単価包括合意方式を希望する場合は、平成 年 月 日までに、単価包括合意方式希望書（本様式）を提出すること。〔なお、希望した際は「請負代金内訳書」の提出は不要とする〕。

注：〔 〕内は「請負代金内訳書の提出について」（平成8年4月1日付け8経契第375号、8技管第57号）

に該当しない工事の場合に記載。

独立行政法人水資源機構分任契約職

職 氏 名 殿

単価包括合意方式希望書

平成 年 月 日に入札公告のあった 工事における単価合意方式については、単価包括合意方式を希望します。

平成 年 月 日

請負者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印